

【司会】 青木先生、大変わかりやすいお話、ありがとうございました。

それでは続きまして、入所者の立場から、必要な介護と現状の告発、このお話を、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長で、栗生楽泉園自治会の副会長でもいらっしゃいます、冨雄二さんをお願いいたします。(拍手)

【冨】 皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長を務めております、冨雄二です。

私たちは11年前、5月11日、熊本地裁で、私たちは全面勝訴の判決を受けました。私はその場に、草津栗生から熊本の法廷に駆けつけ、その判決を聞きました。胸がいっぱいになりました。これで私たちの人間回復がなったんだと、そういう思いが強くなりました。そして、ご存じのように、皆さんのお力をかりながら、小泉首相に控訴断念の決意をさせ、そして厚生労働大臣との間で、判決文にありました私たちの被害、人生そのものと言われるその被害についての回復は、厚生労働大臣として、その法的責任を負うという内容の基本合意書を交わしました。そして厚労省との話し合いに入りました。もちろん被害回復をどう行うか、1日も早くそれが勝ち取れるように、私たちの弁護団の先生や全療協と手を組んで、統一交渉団を組織して、厚労省との交渉に入りました。

しかし、厚労省はほんとうにサボタージュを続けています。なぜ、今日のこの会議か、この集会か。私はほんとうにこの11年、何のために生きてきたのか、そういう思いが強くなっています。私たちは当然、人間回復し、そして私たちが受けた被害を回復できると思いを続けてきました。先ほど来、国会議員の先生方もお見えになり、実際に国会の力をかりて、そしてハンセン病基本法、あるいはハンセン病療養所の医療体制の充実に関する決議、これらを衆参両院で全会一致で可決されているんです。にもかかわらず、今日、私たちは、私たちの……(音声中断)……で、胸がいっぱいです。私たちはこのような集会を持たずに、あるいは多くの人たちが、もうハンセン病問題は解決したと思っておられるように、私たちは解決してしかるべきだった。しかし、解決してない。

私は今日は、特に、私自身が栗生楽泉園の不自由者棟と呼ばれているところ、つまり介護を要するところ、その居住地区に暮らしています。この不自由者棟という言葉ですが、自由でないという、だから不自由、身体が不自由だと、こういうことですが、この不自由さは一体どこから来たのか。ハンセン病によって、そのために不自由になったのか。違います。熊本判決でも示しているように、私たちは国の政策のもとで被害を受け続け、そのために不自由になったんです。栗生楽泉園のダイ……。あそこは、尾根の上です。ほ

んとうに寒冷地で、ひどい寒さです。そういう中で、1941年、昭和16年、太平洋戦争が始まります。その中で、ガソリン代を節約するということで、炭やまきを患者自身が運べと。入所者自身が運べと。炭の運びはですね、10キロ下の部落です。そこから10キロ往復して炭を運ぶ、それができなければ、炭の配給はないというんです。まきもそうです。まきも、地獄谷という谷があります。その樹木を買い入れて、それをまきにするために、50メートルもある谷底から材木を、一人一人手渡しで持ち上げて、崖の上へ上げる。そしてまきにする。それもできなければ、まきの配給がない。こういうひどいことをさせられています。

もちろん、これ以外、入所者の看護も、入所者の軽症な人たちによる看護が行われた。私たちのような不自由者に対する介護も、やはり患者作業としてやらせられた。こんな状況で、どうして体が痛まないでいますか。病気なんです。病気なんですから、安静にすれば私たちはこんなにひどい不自由な体にならないで済んだんです。ハンセン病のためではなくて、ハンセン病のせいではなくて、国の政策のせいでは私たちはこれほど不自由になったんです。

今日の私は、この車椅子で栗生楽泉園の現状を申し上げます。栗生楽泉園では現在、入所者数は115人です。そして今年亡くなった者の数は、何と、この11月までに14人が死んでいます。この状態の中で、私自身が住んでいる不自由者というところでは、現在39人が生活しております。実はこの不自由者という看護も、介護も、実際に切りかえられたのは、ずっと後になってからです。私たちがらい予防法という、漢字が平仮名に変わった、あの旧癩予防法から新しい予防法に変わった段階で、私たちはその段階でストライキをやりました。作業ストをやり、この国会前まで来て、座り込みもやりました。そのことから、不自由者での看護が、介護が、患者から職員に切りかわったんです。

しかし、私たちが今受けている状態は、私自身、お風呂に1週間3回しか入れないです。あまりにもひどい生活です。これは介護をしてくれる人の数が少ないからです。私たちはそれだけではなくて、実は私たち不自由な者はご飯が食べられない。不自由で、スプーンで口にご飯が運べない。そうなったら、何と病棟籍という、病棟へ入りなさい、そして籍は病棟へ移しなさい。その人たちが、栗生楽泉園には20人もいるんです。

実は今日、私は一通の訴えを携えてきました。それは皆さんご存じかもしれませんが、俳句で有名な村越化石氏です。彼も不自由者の一員です。奥さんもいます。しかし、不自由になったから、あなたにご飯食べさせたり、トイレ連れて行ったりできないから、だか

らもう病棟へ入りなさいと、そう言われた、その村越化石氏の訴えを最後に読み上げていただいて、私の皆さんに対する、ほんとうにこれでいいのかということで、さらなるご援助いただきたく、心からお願い申し上げて、私のお話を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 「第1センターへの居住復帰の件。村越化石。日ごろご理解いただき、感謝申し上げます。さて、私のこのたびの件について、ご承知のことと思いますが、過日、第1センターの看護婦長さんから、私は89歳ですが、私の年齢に伴う不自由度が重なり、不自由者での看護、介護が限界に来ていて、これ以上、舎でお世話できないので、病棟に入室するようにと、一方的な宣告を受けました。しかし、これから残された私の人生を楽しく、悔いなく送るためには、第1センター地区においてサービスを受けることが私の最大の希望なのです。楽泉園に70年暮らして、第1センターにも30年生活しております。公正証書をつくる際、弁護士さんより、居住権は現在住む舎にあるとのお言葉をいただいております。舎には、私同様、目も手足も不自由ですが、妻もおり、私の俳句の友達も訪問くださっており、何かと便利なのです。私の残る人生は、この第1センターで送るほかに、生活の場がないと考えます。何とぞ、私の切なる訴えをお聞きください。1日も早く、第1センターに復帰できるようにお願いする次第です。平成24年2月1日」。以上です。(拍手)

銚さん、ほんとうに心からの命の叫び、銚さんの重い言葉を、私たちしっかり受けとめて、一緒に闘ってまいりたいと思います。(拍手)